

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、福岡県医療労働組合連合会から、以下のとおりストライキを含む争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 30 年 3 月 15 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

平成 30 年 3 月 8 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

別 記

国立小倉医療センター、国立九州がんセンター、国立九州医療センター、国立福岡東医療センター、国立福岡病院、国立大牟田病院、九州労災病院、九州労災病院門司メディカルセンター、千早病院、J C H O 久留米総合病院、J C H O 福岡ゆたか中央病院、福岡赤十字病院、福岡市立こども病院、福岡市民病院、飯塚市立病院、北九州市立総合療育センター、九州大学病院、久留米大学病院、久留米大学医

療センター、済生会福岡総合病院、済生会八幡病院、済生会大牟田病院、小倉記念病院、大牟田吉野病院、新栄会病院、J R九州病院、公益社団法人福岡医療団《千鳥橋病院、千鳥橋病院附属歯科診療所、たたらりハビリテーション病院、大楠診療所、城浜診療所、新室見診療所、粕屋診療所、たちばな診療所、千代診療所、須恵診療所、新飯塚診療所、田川診療所、直方診療所》、公益財団法人健和会《健和会大手町病院、健和会大手町病院附属歯科診療所、戸畑けんわ病院、大手町リハビリテーション病院、健和会京町病院、町上津役診療所、大里おおかわ診療所、大手町診療所》、医療法人親仁会《米の山病院、みさき病院、中友診療所、中央診療所》、くるめ医療生協クリニック南町（以上、福岡）、医療法人親仁会さかき診療所（熊本）